

平成29年度（2017年度）第4回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成30年（2018年）1月15日（月）

午後1時30分から3時30分

場 所：上下水道局3階 第1会議室

○国民健康保険財政の健全化について（答申について協議）

〈主な質疑項目〉

（事務局）本算定の結果を受け、改めて予算要求ベースで収支予測を作成し説明する。

総額として224億3,700万円規模の財政の状況になりました。

保険給付費は153億8,000万円、県支出金は158億6,000万円へ、国保事業費納付金65億1,100万円へ、なかなか仮算定から本算定の間でかなり数字も動いているということで、状況は読みにくいと思います。

兵庫県運営方針（案）の説明です。策定の目的として、県と市町が県内国保を運営するにあたり、目指す方向性及び取組を定めたものであり、市町はこの方針を踏まえ、地域の実情に応じて取組可能なものから順次実施するものとあり、この方針に従って、各市町の状況によって順次取組を進めていくとの内容です。

（委員）国保税を、平成29年度と同じ国保税率で据え置くということは可ということで結構ですが、条件をつけておく必要がある。1つ目は、平成29年度の国保会計の本決算で黒字となった場合には、黒字額の全額を宝塚市国保基金として積み立てておき、市の一般会計へは繰り戻さない。理由は、国保の黒字分は、県への移行において、仮算定から本算定においてもかなり変わっており、内容についてもわかりにくいということもありますので、国保税として納めた費用については、国保の中でプールしておく必要があり、将来に備えるべきと思うからです。2つ目は、平成30年度の決算見込みにおける黒字額（赤字額）と、29年度の基金に積み立てられた黒字額とを、県が市に提示する平成31年度標準保険料率に反映させ、国保税を減額する。3つ目は低所得者に対する市独自の減免措置については、最低限それを維持する。そういう3つの前提を置いた上で、今回の諮問どおりに平成30年度の国保税は据え置きとするというふうにするべきではないかと思う。平成30年度の宝塚市国保財政ということにおいては、いまだ慎重を要する必要がある、確定するには時期尚早であると思われます。また、平成30年度よりの県の広域化により、これまでの2分の1ルールを適用するのはいかがだと思いますので、それを鑑みて、諮問どおりに前年度と同じに据え置くということが意見です。

（会長）黒字分は一般会計に繰り戻さないことについて、今まではどうでしたか。

（事務局）平成28年度は、基金条例に関し、4,100万円ほどの黒字があったので、その半分の2,100万円は基金の方へ入れました。その残りに関しては、市から

も大きく一般会計から繰入しているので、一般会計の法定外繰入の部分から減額した措置を今回はとっています。

(会長) 2分の1ルールは、適用するとしても平成29年度までということだと思っています。平成30年度以降、県との関係でもやりくりが難しくなってくる中で、一般会計からの繰り入れに頼れなくなるわけで、国保自身が基金を計画的に強化していかなければいけないかと思う。できるだけ基金に残しておいてほしい。

(事務局) 収支の黒字が出ればその2分の1以上を積み立てる規定になっており、仮に全額積み立てるということになったとしても、それは別に条例上、特に反しているということではありません。県の広域化というのがあるので、新たなルールをこれからは考えていかないといけない中で、その方向性については、運協のほうにも当然諮った上で決定していきたいと考えておりますので、平成30年度以降の分についてはちょっと今後議論が必要になってくると考えております。

(会長) 今まででは、前年度の赤字を来年度に反映させて、保険税を上げたり、一般会計から繰り入れしてもまた赤字になるというというような状況でしたから、赤字の半分を一般会計から繰り入れるというルールが設けられたわけです。これからは、その財政の基本的な運営が県に移って、それで県から標準保険料率を提示したりしている。だから、かなりその辺のところは、県任せになってきます。基金が大事だと言ったのは、今年度使い過ぎたり、収入が少な過ぎたりしたら、2年後に返すという運営になってくるわけで、市の一般会計からの繰り入れを計算しながらやるという状況でなくなってくるのではないかと思います。国保として自分たちである程度調整する基金を積み立てていくようなことが必要と感じています。

(事務局) 今後の国保財政の将来的な運営も見ながら慎重にやりたいと思っています。

(会長) 国保財政としても、これまでのように一般会計に頼るという体質から変えていかないかと思う。これまでのように、保険料収入が足らんから一般会計から繰り入れるという考えは難しくなると思います。

(事務局) 法定外繰り入れの考え方も含めて、2分の1ルールは、累積赤字が無くなったという状況もあり、取り扱いはまたこの場で確認しながら、いい方向を考えていきたいと思っていますので、やはり国の方向性として、基本的には法定外に頼らないというのは認識した上で、ご議論をまたお願いしたいと思います。

(会長) 最初に県の標準保険料率が示された時、料率で2%以上下がり、保険税を引き下げるべきかとも思ったのですが、その後いろいろ聞いていると、数字がどんどん変わって、とても不安になってきまして、それで来年度はとにかく据え置いていいんじゃないかと変わってきました。

委員が言われた2つ目の条件なのですが、平成31年度の医療費見込みが下がって保険税が下げられそうであればその時に下げる判断をしたらいいし、上がれば申しわけないけど上げなくちゃいけないということで、別にただし書きで入れなくて

も、それはみんなで見守っていけばいい話です。ここ1、2年、3年ぐらいの状況を見て、これは十分下げられるようになったら、そういう議論をしたらいいと思います。

(委員) 今の関連ですけど、保険料は県に移行したら県が決めるわけですね。

(事務局) 県が標準保険料を市に示しますが、具体的な保険税の決め方は市に任せられますので、今のところはまだ統一保険料というのは、兵庫県の方は示していません。財政の運営は確かに兵庫県に行きますが、税率を決めるということに関しては、引き続きこの場でご議論いただくという形になりますので、皆さんのご意見は当然保険税に反映するというふうに考えております。

(委員) 今までは赤字は、市と相談しながら運営協議会で調整してきましたね。来年度からは、赤字が出たら、赤字部分は保険料で賄わないといけないということでしょう。だから、市としては、持ち出しはもうしなくていいという状況が生まれたのですか。

(事務局) 兵庫県が、各市町に納付金で納める金額にそれぞれ上乗せを入れ、各市町間で納める金額の差が出ています。県に納めるお金がどう確保できるかを決めていくための仕組みという点では違いがないと思います。

(会長) 今後は、給付費、かかった費用は全部県が払います。それに必要なお金は向こうが決めてくるわけです。だから、市がやることは、その定められた納付金をどういうふうに分担するか、税率とかいろんな配分の方法だけを考えるようになりました。今までの保険税をどういうふうに徴収するかという役割は全然無くなったとは言いませんが、ほとんどそういうことはできなくなりました。これから市の国保として独自にできることは、市の医療費の適正化とか、つまり市が払う医療費を適正化することにより、県が要求する納付金が変わってくる、それから収納率を高くするとよくできましたと言って納付金を減らしてくれるわけです。そういう県とのやりとりの部分を一生懸命、運営協議会としては監視して、市民の保険税が高くなるように努力をするところが変わってきた感じですが、今までは保険税をどう変えていいですかという諮問が、それが一番大きく、それはそれとして残りますが、これから重要になるのは、給付費を適正化するとか収納率を上げるとか、そういう部分に大きく変わってきている。

また委員の3番目の条件は、これまでの低所得者に対する宝塚市独自の配慮を今後も続けるということなのですが、この点はどうですか。

(事務局) 減免に関しても、県運営方針案29ページで「保険料及び一部負担金の減免については、市町において法令や国の通知に基づき条例や要綱で基準を定め、被保険者の生活実態等に即して適正に運用するものである」と、「生活が著しく困難な被保険者に対する医療機会の確保の観点から、広報誌等の広報を通じて、積極的に減免制度の周知を図るものとする」とあり、継続するということで変わっていません。

(会長) 大体出尽くしましたので、皆さんの意見をまとめたいと思います。これまでの

ところで一応原案をつくっていますけども、今日いただいた意見がありますので、それも踏まえて答申案を作りたいと思います。10分ほど時間中断させていただいて、考えてきます。

[一時中断の後、答申（案）を配布し、答申理由を廣嶋課長が代読する。]

(委員) 平成29年度に実質収支が黒字になった場合は、「最大限」基金に積み立てることを求めるものであるという、この「最大限」基金のところを「100%を目途に」といいませんか、お考えください。

(委員) 100%を目途にというのもわかるのですが、余りそういう数値を出すのは、万が一ならなかった場合に、苦しくなるのではないかと思い、(原案どおりの) こういう書き方のほうがいいかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(会長) そういう意見もございますので、そのところはこれでいいかと思えます。では、この答申書を決定させていただきます。どうもありがとうございました。

この答申書は、本協議会を代表して、私の方から市長に答申することになります。宝塚市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、答申には委員2名以上の連署が必要となります。署名人につきましては、本日の署名委員の2人をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局) その他の報告事項ということで簡単に説明します。1点目は、いわゆる広域化によって、国民健康保険条例、国民健康保険税条例の規程整備を行う状況がありますので、議会のほうに提出することを考えています。もう1つは、税制改正に関係して、条例改正の必要はありませんが、保険税の課税限度額が引き上げられ、保険税の減額の対象となる所得の基準が変更されることとなります。

(会長) これで協議会を終わります。ありがとうございました。